

# 特定調達契約（WTO案件）に関する申請にあたって （物品等・施設）

公立大学法人広島市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約（WTO案件）」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格を得るための申請を行う前に、次の注意事項を必ず読んでください。

## 1 競争入札参加資格について

公立大学法人広島市立大学では、広島市の競争入札参加資格者名簿に登録のない方で本法人と特定調達契約（WTO案件）に係る取引を希望される方を競争入札参加資格者名簿に登録しています。この名簿に登録されていない方は、競争入札に参加することはできません。

競争入札参加資格とは、「競争入札参加資格者名簿」に登録されているということ、つまり「競争入札参加資格者名簿」に名前の記載があるということ、特別なものではありません。

申請すれば、下記2の「申請をすることができない方」に該当しない限り、原則としてどなたでも名簿に登録することができますが、この名簿は取引の相手方となる方を記載するものですから、通常取引ができない方や本法人との取引の相手方としてふさわしくない方は申請をすることができません。

## 2 申請をすることができない方

以下のいずれかに該当する方は、本申請を行うことができませんのでご了承ください。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 自動車修理、石油製品の販売、クリーニングなど営業を行ううえで法令上許認可を必要とする登録種目に申請する場合は、その許認可を受けていない者（別表2「許可・認可・登録等を必要とする登録種目」を参照）
- (4) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は本法人理事長が定めた期間）を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造の請負を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は本法人理事長が定めた期間）を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 広島市税又は消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 「施設維持管理業務」の登録種目51から55までに申請する場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録を受けていない者

### 3 登録種目について

申請することができる登録種目は、当該特定調達契約（WTO案件）の入札説明書で指定している種目のみです。

### 4 登録の有効期間

登録の有効期間は、競争入札参加資格が認定された日から、広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日制定）に規定する一斉更新受付に係る有効期間満了の日までです。

### 5 申請にあたっての条件

以下の事項に同意したうえで申請してください。

(1) 登録された競争入札参加資格者名簿を本法人が公表すること

(2) 公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合などにおいて、公立大学法人広島市立大学競争入札参加資格者指名停止措置要綱により本法人が一定の期間、契約の相手方としないこと

(3) 本法人から指名停止の措置（上記(2)）や、競争入札参加資格の取消しを受けた場合、その事実を本法人が公表すること

### 6 基準日

申請書の記載にあたっての基準日は、申請する日の属する月の1日です。特に指定がない場合は「基準日」現在で記入してください。

### 7 申請書等の補正について

受付した申請書類に不足などがあつた場合には、補正を求めることがあります。その際に示した期間内に補正が行われない場合は、本申請は無効となります。

### 8 等級格付について

(1) 「施設維持管理業務」のうち「建築物清掃」（登録種目51）及び「常駐警備」（登録種目56）へ登録される方については、以下の項目を総合的に審査し、A、B又はCのいずれかの等級に区分します。なお、その他の種目については等級の格付はありません。

ア 当該種目における会社全体の過去2年間の平均売上高

イ 自己資本額

- ウ 流動比率
- エ 営業年数
- オ 従業員数
- カ 会社全体の有資格者数

(2) 決定した等級は、登録の有効期間内は変更しません。

## 9 変更が生じた場合

この申請後、以下の事項に変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。事務局総務室で所定の様式をお渡しします。

### (1) 申請者に関する事項

- ア 所在地又は住所
- イ 商号又は名称
- ウ 代表者職・氏名
- エ 実印
- オ 電話・FAX番号及びE-Mailアドレス

### (2) 代理人に関する事項

- ア 所在地
- イ 支店等の名称
- ウ 代理人職・氏名
- エ 代理人印
- オ 電話・FAX番号及びE-Mailアドレス

### (3) 使用印鑑

### (4) 担当者に関する事項

- ア 担当者名
- イ 所属部署
- ウ 電話・FAX番号及びE-Mailアドレス

### (5) 許可・認可等に関する事項

許可・認可等の更新又は変更

### (6) 合併、営業譲渡等が生じた場合

参加資格の承継が発生したときは、事務局総務室に速やかに申し出てください。別途、競争入札参加資格承継申請書の提出が必要となります。

## 10 その他

- (1) 申請情報は、すべて日本語で入力してください。
- (2) 提出書類が外国語の場合は、日本語の訳文を付記又は添付してください。
- (3) 金額欄は、日本国通貨で入力してください。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格者名簿への登録を取り消すことがあります。
- (5) 競争入札参加資格者名簿に登録していても必ずしも指名を受けられるものとは限りません。